

紀の体

 和歌山市管工事業協同組合



春日風鈴まつり／春日神社(海南市)

URL <http://w-kankoji.com/>
 E-mail: wakayama@w-kankoji.com



「春日風鈴まつり」

春日神社の8月の毎年恒例行事となっています。拝殿には全国から集められたたくさんの風鈴が吊るされ、風が通る拝殿では涼しげな音を響かせます。茅の輪も拝殿の中央に設けられ、くぐって厄よけを行うことができます。風鈴の短冊には子供たちなどの将来の夢や願い事、自作の短歌や俳句が書かれているほか、開催期間中は参拝者がその場で短冊に書き、吊るすこともできます。開催初日には「八朔祭」が開催され、海南文化協会邦楽研究部の演奏、無形文化財「つつてん踊り」の奉納が行われます。

※春日神社ホームページ <https://www.kasuga-kainan.com/>

－ 目次 －

富裕層は課税強化の公算 相続税、贈与税の改正見直し	1
役員会報告	8
組合の動き	10
雑学の泉	11
県民の皆様へお願い	12
編集後記	13

特集

「富裕層は課税強化の公算 相続税、贈与税の改正見直し」



税理士法人 タックス関西 和歌山事務所

代表社員税理士 淡路 満
(組合顧問税理士)



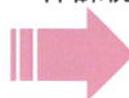
暦年贈与をした場合の相続時加算



3年以内贈与額
の加算



見直し案
一体課税



改正案

1 相続税・贈与税の一体課税の見直し

我が国は高齢化により資産が一部の富裕層に偏在している。

金融資産の推移は別表の図1の通り年々増加している（株高の影響もある）

そのうち60歳代以上が金融資産の64.5%（約1,000兆円）を占めている。

今回の税制改正で大きな目玉は相続税の節税対策で暦年贈与を考えている者にはこの改正により節税対策の効果がなくなるかもしれないからである。

現行法での暦年贈与は相続が発生すると3年内の贈与財産（贈与税の配偶者控除等一部は除く）は相続財産に加算される仕組みとなっている。

我が国の贈与税は、相続税負担の回避を防止する観点から高い税率が設定されている。

これは生前贈与に対して一定の抑制が働いていると考えられる。

平成15年度改正において、暦年課税との選択制として、相続税、贈与税の一体措置である、相続時精算課税制度が導入された、この制度を選択した場合、それ以降の税負担は資産移転によらず一定となるため、生前贈与に対する抑制は働かないと考えられるが、必ずしも広く利用されている状況でない。

今回の改正案はこの3年内が改正され生涯贈与が加算されようとしている。

例えば、アメリカでは、生涯の資産贈与が取り込まれ相続財産に加算される。

この結果、移転時期を操作することにより累進回避も出来ず、生涯の相続税額負担は一定である。

又、フランスでは15年間、ドイツでは10年間の贈与は遡って相続財産額について一体的に累進課税を行う制度となっており、累積期間内では資産移転の時期によらず税負担が一定となる。

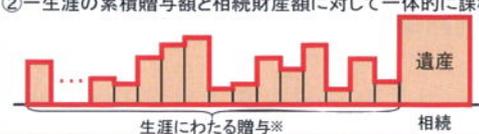
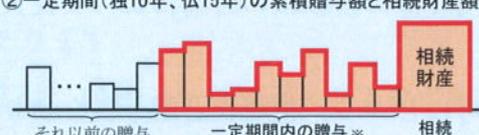
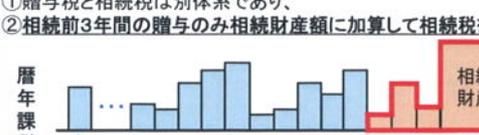
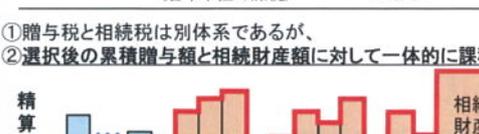
我が国においても、こうした諸外国の例を参考にしつつ、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税する観点から、現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方を見直し、格差の固定化を防止しつつ資産移転の時期の中立的な税制を構築する方向で検討を進める必要がある。

図1、世帯別家計の金融資産



暦年贈与をすでに実施している者、又は今後実施を予定されている者はできるだけ速やかに（改正前）実施するほうが節税対策で有利です。



我が国と諸外国の相続・贈与に関する税制の比較		
米 (遺産税方式)	①贈与税と遺産税は統合されており、 ②一生涯の累積贈与額と相続財産額に対して一体的に課税  ○に遺産税(相続税)を一体的に課税 ※ 過去贈与分に対応する税額(納付済みの実額)は、遺産税額から控除(控除不足額は還付)	一生涯の生前贈与と相続で税負担は一定 ⇒資産移転の時期に 中立的
独・仏 (遺産取得課税方式)	①贈与税と相続税は統合されており、 ②一定期間(独10年、仏15年)の累積贈与額と相続財産額に対して一体的に課税  ○に相続税を一体的に課税 ※ 過去贈与分に対応する税額(過去の累積贈与額に現行税率表を適用した想定税額)は、相続税額から控除(控除不足額は還付しない)	一定期間の生前贈与と相続で税負担は一定 ⇒資産移転の時期に 中立的
日本 (法定相続分課税方式)	①贈与税と相続税は別体系であり、 ②相続前3年間の贈与のみ相続財産額に加算して相続税を課税  ○に相続税を課税 ※1 死亡前3年間の贈与分に対応する税額(納付済みの実額)は、相続税額から控除(控除不足額は還付しない)	【暦年課税】 生前贈与と相続では税負担が大きく異なる ⇒資産移転の時期に 中立的でない 【相続時精算課税】 選択後は生前贈与と相続で税負担は一定 ⇒資産移転の時期に 中立的
	①贈与税と相続税は別体系であるが、 ②選択後の累積贈与額と相続財産額に対して一体的に課税  ○に相続税を一体的に課税 ※2 選択後の累積贈与分に対応する税額(納付済みの実額)は、相続税額から控除(控除不足額は還付)	

令和2年11月13日財務省資料

2 相続税の節税対策

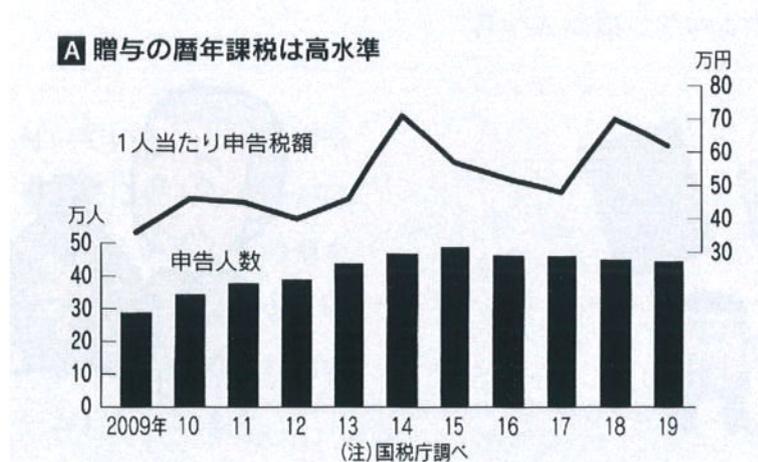
今年から相続税の節税対策として少しずつ贈与しようと思っています。

和歌山市に住むAさん(73歳)は預貯金及び不動産をもちそろそろ相続対策を考えていかなければと考えている。

今、息子も子供の教育費にお金がかかり、生活にも窮屈な生活を強いられているからです。

ここ数年、下図のように暦年贈与をする人が増えています。

図2. 暦年贈与の年別推移



3 暦年贈与で相続税負担が軽くなる例

(1) 会社員Aさん73歳の場合

Aさんは預貯金1億円があります。
Aさんには法定相続人の妻、長男、長女の3人です又、それぞれに孫がいます。

Aさんは毎年一人200万円を4人(長男、長女、孫2人)に5年間贈与したいと考えています。

相続税総額	相続税	
	遺産総額	1億円
	基礎控除	4,800万円 (3,000万円+600万円×3人)
	相続税	630万円 (子供2人が相続した場合)

5年間毎年贈与した場合	贈与額	800万円
	贈与税額	36万円(9万円×4人)
	5年間贈与	
	贈与額	4,000万円(800万円×5年)
	贈与税額	180万円(36万円×5年)
	相続税	
	遺産総額	6,000万円 (1億円-4,000万円)
	基礎控除	4,800万円 (3,000万円+600万円×3人)
	相続税	120万円 (子供2人が相続した場合)
	暦年贈与した場合との差額	330万円(630万円-(180万円+120万円))

330万円の節税

(2) 会社員Bさんの場合

Bさん(72歳)は不動産及び預貯金が5億円あります。

Bさんの法定相続人は、妻、長男、長女の計3人家族です。長男、長女にはそれぞれ孫がいます。

毎年(5年間)、長男、その孫、長女、その孫計4人にそれぞれ500万円贈与します。

相続税総額	相続税	
	遺産総額	5億円
	基礎控除	4,800万円 (3,000万円+600万円×3人)
	相続税	1億3,110万円 (子供2人が相続した場合)

5年間毎年贈与した場合	贈与額	2,000万円
	贈与税額	194万円(48.5万円×4人)
	5年間贈与	
	贈与額	1億円(2,000万円×5年)
	贈与税額	970万円(194万円×5年)
	相続税	
	遺産総額	4億円(5億円-1億円)
	基礎控除	4,800万円 (3,000万円+600万円×3人)
	相続税	9,220万円 (子供2人が相続した場合)
	暦年贈与した場合との差額	2920万円(1億3,110万円-(970万円+9,220万円))

2,920万円の節税

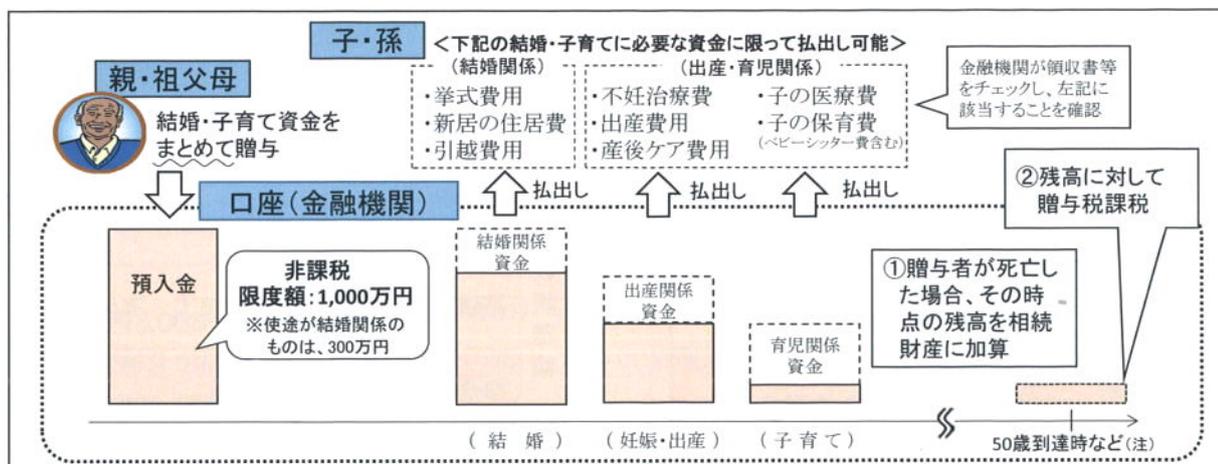
4 結婚、子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

制度の概要

1. 親、祖父母(贈与者)は金融機関(信託銀行、銀行、証券会社)に子、孫(受贈者)名義の口座を開設し、結婚、子育て資金を一括拠出、この資金について1,000万円を

非課税とする。

2. 受贈者、子、孫（20歳以上から50歳未満）
3. 所得要件：合計所得金額1,000万円以下
4. 贈与者死亡時の残高は相続財産に加算する。
5. 契約終了時の残高に対して贈与税を加算



改正案

1. 適用期間を令和5年3月31日まで2年間延長する。
2. 受贈者の年齢要件を18歳以上（現行：20歳以上）に引き下げる。
3. 1日当たり5人以下の乳幼児を保育する認可外保育施設のうち、都道府県知事等から一定の基準を満たすものに支払われる保育料を加える。

(1) 結婚費用

婚姻にあたって、子が親から結婚後の生活を営むために、家具、寝具、家電製品等の通常の日常生活を営むのに必要なものの贈与を受けた場合、またはそれらの購入費用に充てるために金銭の贈与を受け、その全額をそれらの購入費用にあてた場合には贈与税の非課税になります。

(2) 披露宴の費用

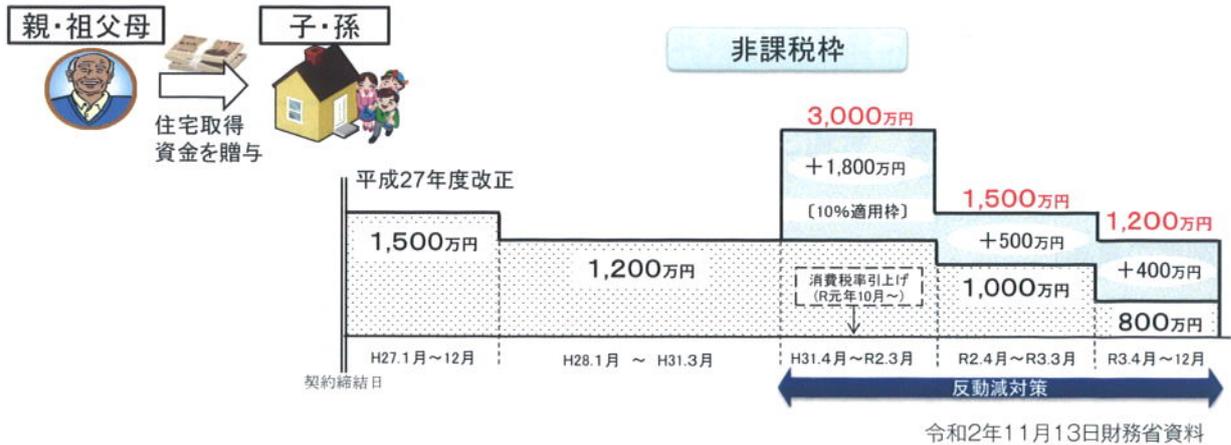
結婚式、披露宴の費用を負担した場合に対する費用は非課税となる。

5 住宅取得資金に係る贈与税の非課税措置

制度の概要

1. 親、祖父母（贈与者）が住宅取得等の資金を贈与する場合、子、孫等に契約締結の時点に応じた非課税枠まで非課税

2. 受贈者は子、孫（20歳以上、合計所得金額2,000万円以下）
3. 平成27年1月1日から令和3年12月31日までの措置（前身の同様の制度は平成21年に創設）



改正案

(1) 非課税枠の拡大

令和3年4月1日から令和3年12月31日までの間に住宅家屋の新築に係る契約を締結した場合における非課税限度額を、次のとおり令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間の非課税措置限度額と同額まで引き上げる。

非課税枠について

令和3年4月1日から令和3年12月31日までの契約について、非課税枠を最大1,500万円に引き上げる。

現行	見直し案	
消費税率10%適用住宅	1,500万円	1,500万円
その他の住宅	1,000万円	1,000万円
	1,200万円	1,000万円
	800万円	1,000万円
契約締結日	令和2年4月～令和3年3月	令和2年4月～令和3年3月
	令和3年4月～令和3年12月	令和3年4月～令和3年12月

注. 上図は、耐震、省エネ、バリアフリー住宅向けの非課税枠。一般住宅の非課税枠は、それぞれ1,500万円減。

令和2年11月13日財務省資料

契約時期	消費税率10%が適用される者		左記以外の者(注1)	
	良質な住宅家屋	左記以外の家屋	良質な住宅家屋	左記以外の家屋
～H27年12月			1,500万円	1,000万円
H28年1月～31年3月			1,200万円	700万円
H31年4月～R2年3月	3,000万円	2,500万円	1,200万円	700万円
R2年4月～R3年3月	1,500万円	1,000万円	1,000万円	500万円
R3年4月～R3年12月	1,500万円	1,000万円	1,000万円	500万円

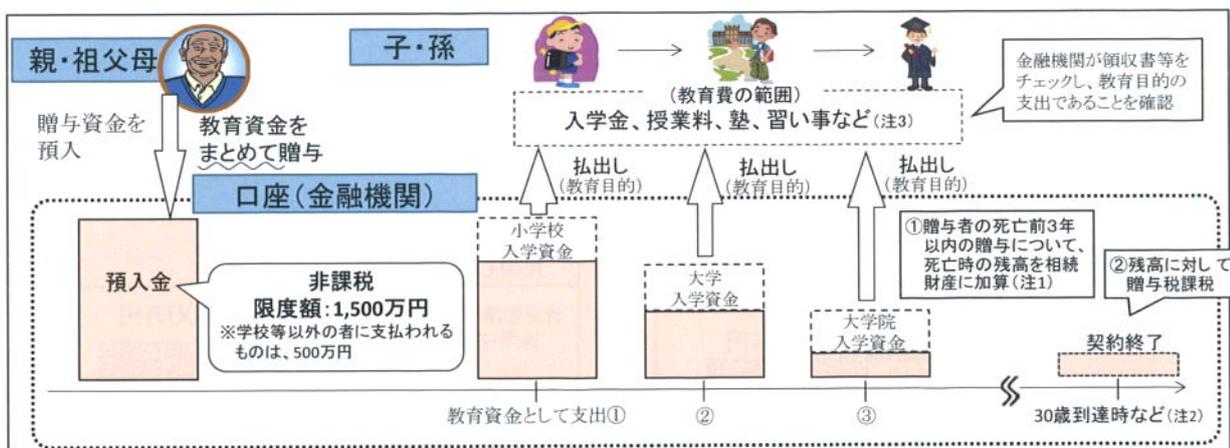
- 注1. 消費税率8%の適用を受けて住宅取得した者のほか、個人売買により中古住宅を取得した者
 注2. 平成31年3月以前に「左記以外の者」欄の非課税限度額の適用を受けた者は、再度「消費税率10%が適用される者」欄の非課税限度額の適用を受けることが可能

6 教育資金一括贈与に係る贈与税非課税措置の延長等

適用期限 令和3年3月31日 → 令和5年3月31日

制度の概要

1. 親、祖父母（贈与者）は金融機関（信託銀行、銀行等、証券会社）に子、孫（受贈者）名義の口座等を開設し、教育資金を一括して拠出、この資金について、子、孫ごとに1,500万円を非課税とする。
2. 受贈者、子、孫（0歳から30歳、所得要件：合計所得金額1,000万円以下）
3. 贈与者死亡の場合でも、贈与から3年経過後は、死亡時の残高が相続財産に加算されない^(注1)。又、加算される場合でも、孫に対する相続税額の2割加算は適用されない。
4. 契約終了時^(注2)の残高に対して贈与税を課税。



令和2年11月13日財務省資料

- 注1. 受贈者が①23歳未満である場合、②学校等に在学中の場合、③教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合にも加算の対象外となる。
 注2. ①30歳に達した日（上記注1に該当する場合を除く）②30歳に達した日後上記注1の②、③に該当する日がなくなった年の年末。③40歳に達した日。④信託財産が0になった場合において教育資金管理契約を終了させる旨の合意に基づき終了する日のいずれか早い日。
 注3. 23歳以上の受贈者については、①学校等に支払われる費用、②学校等に関連する費用。③教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講するための費用に限定。

役員会報告 — ダイジェスト版 —

1月度 定例役員会

- 1. 開催日時 令和3年1月12日(火) 午後5時30分より
- 1. 開催場所 役員会議室
- 1. 役員定数 理事8名、監事2名
- 1. 出席役員 理事8名、監事2名

報告議題 事務局長より以下の項目について報告があり、全員異議なく了承した。

- 1. 年末年始の三役による挨拶回りについて
- 2. 職員の退職について
- 3. 下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱う場合の留意事項について
- 4. 技術検定制度の見直し、工事現場の技術者に関する規制の合理化について
(建設業法の改正)
- 5. 全管連表彰該当候補者推せんについて
- 6. 給水装置工事申込に関する申請手続きの変更について (詳細は和歌山市企業局参照)
- 7. 国家公務員と関わりのある事業者の皆様へ
- 8. 社会保険の推進・処遇改善について・・・国交省
- 9. 県民の皆様へのお願い (新型コロナウイルス感染症対策)
- 10. 講習のご案内 ('21下期)・・・キャタピラー教習所
- 11. 令和2年度和歌山市における排水設備等指定工事店と責任技術者の新規登録及び更新登録申請について



2月度 定例役員会

- 1. 開催日時 令和3年2月9日(火) 午後5時30分より
- 1. 開催場所 役員会議室
- 1. 役員定数 理事8名、監事2名
- 1. 出席役員 理事7名、監事2名

議事の概要は次のとおり

第1号議案 和歌山県工業用水道緊急小修繕業務への参加について

事務局長から、和歌山県工業用水道管理センターが発注する緊急小修繕業務への参加登録について、別紙登録基準により説明・提案、審議の結果、全員賛成にて参加登録することを可決。

第2号議案 応急給水栓（主に災害時使用）の追加購入について

事務局長から、災害用応急給水栓の購入について別紙見積書により提案、全員賛成にて可決。

第3号議案 レーザービームプリンターの買替えについて

事務局長から、現在使用中のプリンターが不具合のため、別紙見積書により買替えたい旨提案、全員賛成にて可決。

第4号議案 コミュニティセンターへのチラシ配布について

事務局長から、和歌山市教育委員会から別紙の募集案内により、今年度は4ヶ所設置することを提案、全員賛成にて可決。

第5号議案 水道検針票への広告掲載について

事務局長から、和歌山市企業局水道メーター検針票への広告掲載について別紙契約内容にて提案、全員賛成にて可決。

第6号議案 運転資金の銀行借入れについて

事務局長から、現在の借入残高明細を別紙により提示、例年どおり季節的に運転資金が不足する懸念があることから、新規に3,000万円、借入期間3ヶ年（36回払い）の借入れを取引銀行に依頼する旨提案、全員異議なく承認可決。

報告議題

事務局長より以下の項目について報告があり、全員異議なく了承した。

- 1. 新型コロナウイルス感染対策「県民の皆様へのお願い」（令和3年2月3日）
- 2. 令和3年度配水管工技能講習会の開催について

組合の動き

令和3年度 安全祈願祭を開催

新年を迎え、去る1月6日（水）午前10時より、組合恒例の安全祈願祭が刺田比古神社に於いて執り行われました。

当日は、役員・組合事業参加組合員・組合職員の10名が参加し、今年は新型コロナウイルス感染予防対策を考慮した参拝方法により、神主からおごそかにご祈祷をしていただく中、一年間における組合員企業と組合事業の繁栄、工事の無事故・無災害を、一同心を新たにして祈願しました。



組合員の動向

○脱退予告（自由脱退）

・高尾水道店（3月29日付） 代表 高尾丈之

事務局だより



中西敦也さん

昨年末に組合職員1名退職に伴い、新たに令和3年4月1日付で中西敦也さんが採用されました。事業部に配属されましたので宜しくお願い申し上げます。



知っているようで知らない 「アレ」の正式名称

皆さんが日ごろ気にも留めずに使っているものや目にしているものにも、もちろん名前があります。

たとえば、缶ビールや缶ジュースなどの飲み口のプシュッと開ける部分。開けた後も缶に付いているようなものを「ステイオンタブ」といいます。開けた後に缶から離れてしまうものは「プルタブ」で、ゴミの散乱や、動物が誤って飲み込むことを防止するため、日本ではほとんどがステイオンタブになっているそうです。

「バッグ・クロージャー」って何？

食パンの袋の口を止めている小さい四角のプラスチック、あれです。

もともとはアメリカで果物を入れた袋の口を閉じるために発明されたもので、日本では、アメリカに本社があるクイック・ロック・ジャパンという会社だけが唯一国内でバッグ・クロージャーを生産しているそうです。

お弁当を買うと付いている、しょうゆやソースの入れ物。最近では袋入のものがほとんどですが、以前はビンの形や魚の形をした小さいプラスチックの容器にしょうゆやソースが入っていました。この入れ物のことを「ランチャーム」といいます。

ランチ（昼食）+チャーム（魅力）でランチャーム。安くて安全なしょうゆ入れを目指して昭和29年頃に誕生したそうです。

切手の周りのギザギザは？

最近のシールになっている切手にはありませんが、昔からあるおなじみの切手の周りにはギザギザがあります。通常切手はシート状に作られていて、切り取りやすいように小さい丸い穴があげられています。この穴のことを「目打ち」といいます。

目打ちで1枚ずつ切り取った跡が、ギザギザになっているのです。

「チャンピオンプレス」って何のこと？

これ以上ないくらいにプレス（パーマ）をかけるというところから名付けられたそうです。1970年代北九州市で考案された「パンチパーマ」のこと。

最近あまり見かけなくなりました。

若い人は知っているかな？



県民の皆様へのお願い (令和3年4月24日)

4月23日、新型コロナウイルス政府対策本部(本部長：菅総理大臣)から、「緊急事態宣言」が出されました。期間は、4月25日(日)から5月11日(火)までの間とされたことから、5月9日までお願している「不要不急の外出を控える」と「和歌山市内の飲食店の営業時間は、午後9時まで」を5月11日まで延長します。

つきましては、「県民の皆様へのお願い」を下記のとおり見直しましたので、県民の皆様におかれましては、下記項目に御留意の上、行動いただきますようお願いいたします。

- 特に感染が拡大している地域に出かけての会食や接待を伴った飲食をしない
- 遅くまで集団で会食・宿泊をしない
- ◇ ◇
- **カラオケ・ダンス等の大規模な催しへの参加を控える**
- 医療・福祉施設の職員は家族以外との会食を控える
- ◇ ◇
- 症状が出れば通勤通学を控えて直ちにクリニックを受診
- 事業所では発熱チェック
- 病院・福祉施設サービスは特に注意
- ◇ ◇
- 各事業所で感染拡大予防ガイドラインを遵守
- 職場内でもマスクの着用を徹底する
- **在宅勤務(テレワーク)の積極的な活用を**
- ◇ ◇
- 濃厚接触者は陰性でもさらに注意
- 医療機関は、まずコロナを疑う



【特に今、お願いしたい項目】

- **不要不急の外出を控える (令和3年5月11日まで)**
- **和歌山市内の飲食店の営業時間は、午後9時まで (令和3年5月11日まで)**
- 家族以外とのカラオケを控える
- 大阪府、兵庫県、京都府、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、宮城県、愛媛県、沖縄県への不要不急の外出を控える
期間：政府対策本部が「緊急事態措置を実施すべき区域」等を指定している期間
- 感染防止策が徹底されないイベントの開催の延期・自粛
大規模集客施設・小売店での催物・バーゲン等は延期・自粛
- 学校の部活動の制限について
全国・近畿大会につながる大会は、原則、実施
それ以外は、原則、延期または中止
感染防止対策に応じて活動内容の制限を設けて練習

※詳しくは和歌山県のホームページをご覧ください。



編 集 後 記



桜の花が散って、樹々の青葉がいちだんと映える季節となりました。新聞、テレビでは相変わらず新型コロナウイルス感染症関連のニュースが幅をきかせています。この度の新型コロナウイルス感染症により、日常生活に影響を受けている全ての組合員の皆様をはじめ、ご家族従業員の皆様方にも、お見舞いと新型コロナウイルス感染症の一日も早い収束を心よりお祈り申し上げます。

国内の新規感染者1日当たり4,000人を超える日が続き、累計感染者数は50万人を超えてしまいました。死者も1万人に迫っています。和歌山県でも新規感染者が2ケタの日が続いており、この先どうなるかと心配されます。たのみのワクチンも、医療従事者、高齢者と接種が始まっていますが、希望者全員の接種が終えるには、まだまだ相当な期間を要するようです。それまでひたすら自己防疫に努めるしかないようです。発表されているワクチン接種スケジュールでは、先行医療従事者(約4万人)については4月中に、その他の医療従事者は5月中旬までに、60才以上の高齢者には6月中に、基礎疾患のある方、高齢者施設従業者などが、それに続き最後に一般の方が予定されています。

海外で開発された主な新型コロナワクチンは、ファイザー製(有効性95%)モデルナ製(有効性94.5%)アストラ・ゼネカ製(有効性76%)ジョンソン・エンド・ジョンソン製(有効性72%)他にはロシア製「スプートニクV」、中国ではカンシノ・バイオロジック製等がありますが、いずれも有効性、安全性に問題があると云

われています。現在日本で承認され接種されているのは、ファイザー製ですが、いずれ他にも申請・承認される予定のようです。期待されている日本製のワクチンは昨年3月より開発に着手しているようですが、実用化は来年以後になると云われています。

新型コロナウイルスが猛威を振るっている中、世界経済に危機をもたらすのではないかと懸念されています。世界中の多くの都市がロックダウン(都市封鎖)となり、経済活動は破壊され、金融危機が起こり始めたと主張する学者もいます。コロナ危機の発生後、各国の銀行は大量のお金を企業や家庭につぎ込まれてきました。しかしながら長期に渡って感染拡大が続き、営業制限などの措置が続いています。失業、売上げの減少により、不良債権の増加により金融危機が懸念れます。

明るいニュースですが、プロゴルフ界では松山英樹が日本人男子初のメジャー制覇を「マスターズ」で成し遂げました。過去に、樋口久子(1977全米女子プロゴルフ選手権)、渋野日向子(2019全英女子オープン)に次いで、日本人として3人目の快挙です。ゴルフファンにとって、今後の活躍に期待するものです。

第75回通常総会は5月27日(木)アバローム紀の国で予定されていますが、誠に残念ですが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、懇親会を自粛して総会のみとさせていただきます。よろしくご理解の程お願い申し上げます。

(編集委員 H生)

■組合だより 紀の水

●発行  和歌山市管工事業協同組合

理事長 小 向 俊 和

●編集 紀の水編集委員会

〒640-8251 和歌山市南中間町 12

TEL(073) 436-6801

FAX(073) 436-6804

URL <http://www.w-kankoji.com>

E-mail: wakayama@w-kankoji.com